

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第11号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

「第2章 熱海市介護認定審査会（第4条・第5条）
目次中
」を「第2章 熱海市介護認定審
第2章の2 指定地域密着

査会（第4条・第5条）

に改める。

型サービス事業者等（第5条の2—第5条の10）」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 指定地域密着型サービス事業者等

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第5条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第131条の10の2に規定する基準に該当する者とする。

（指定地域密着型サービスの事業の基準）

第5条の3 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する基準とする。

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第5条の4 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、省令第132条の3の2に規定する基準に該当する者とする。

（指定居宅介護支援等の事業の基準）

第5条の5 法第47条第1項第1号に規定する条例で定めるもの並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項に規定する条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に規定する基準とする。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第5条の6 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、省令第140条の27の

2に規定する基準に該当する者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第5条の7 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)に規定する基準とする。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第5条の8 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、省令第140条の34の2に規定する基準に該当する者とする。

(指定介護予防支援等の事業の基準)

第5条の9 法第59条第1項第1号に規定する条例で定めるもの並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項に規定する条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)に規定する基準とする。

(地域包括支援センターの事業の基準)

第5条の10 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、省令第140条の66に規定する基準とする。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「2万8,800円」を「3万2,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「4万3,200円」を「4万8,600円」に改め、同項第4号中「5万1,800円」を「5万8,300円」に改め、同項第5号中「5万7,600円」を「6万4,800円」に改め、同項第6号中「6万9,100円」を「7万7,700円」に改め、同号ア中「以下」を「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び第10条第1項において」に改め、同項第7号中「7万4,800円」を「8万4,200円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「8万6,400円」を「9万7,200円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「9万7,900円」を「11万100円」に改め、同項第10号中「10万3,600円」を「

11万6,600円」に改め、同項第11号中「10万9,400円」を「12万3,100円」に改め、同項第12号中「11万5,200円」を「12万9,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「2万5,900円」を「2万9,100円」に改める。

第10条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（熱海市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熱海市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年熱海市条例第5号）

(2) 熱海市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年熱海市条例第6号）

(3) 熱海市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年熱海市条例第7号）

(4) 熱海市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年熱海市条例第33号）

(5) 熱海市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年熱海市条例第34号）

（経過措置）

3 改正後の第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。